

令和元年度 第1回鉾田市総合教育会議 議事録

1 日 時 令和元年12月25日(水) 開会 13時30分 閉会 14時40分

2 会 場 鉾田市旭総合支所2階会議室

3 出席者 鉾田市長 岸田 一夫
鉾田市教育委員会 教育長 石崎 千恵子
同 委員 山口 正雄
同 委員 村田 和寿
同 委員 長洲 健男
同 委員 山口 和子

【説明員】

教育部長	中根 衛
教育部 参事兼指導課長	藤沼 浩
教育部 指導課指導主事	鈴木 弘毅
教育部 教育総務課長	宮本 三郎
教育部 教育総務課長補佐	菅谷 智一
教育部 教育総務課庶務係長	堀田 勝雄
健康福祉部長	金沢 覚
健康福祉部 子ども家庭課長	鈴木 真理
健康福祉部 子ども家庭課長補佐	方波見 和代
健康福祉部 子ども家庭課子育て支援係長	杉山 盛弘
健康福祉部 子ども家庭課子育て支援係長	野原 純

【事務局】

副市長(オブザーバー)	寺門 利幸
総務部長	関谷 公律
総務部 総務課長	岡部 成美
総務部 総務課長補佐	平沼 孝之
総務部 総務課行政係長	小沼 裕一

4 議事の概要

○開会 (司会：岡部総務課長)

○岸田市長あいさつ

みなさんこんにちは。本日は師走のお忙しい中、鉾田市総合教育会議に出席いただきありがとうございます。また、教育委員の皆様には、日頃より本市教育行政のご尽力賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本年度は、教育関係の行事等が目白押しでありましたが、4月には本市2校目の統合小学校である鉾田南小学校が開校いたしました。鹿行地区で最大規模を誇る鉾田南小学校が無事開校し、運動会などの行事も滞りなく実施されたところです。次の大洋

中学校区統合小学校の整備に向けて準備を進めていきたいと思います。

また、10月には、いきいき茨城ゆめ国体が開催されました。本市においては、鉾田総合公園において、スポーツクライミング競技を実施し、県内外から約14,000人という多くの来訪者を迎えることができ、競技の成功はもとより、市外の方に、本市のPRもできたことは大変有意義であったと考えております。教育委員の皆様のご協力に改めてこの場をお借りしてお礼申し上げます。しかしながら、鉾田南小学校の6年生児童が会場へ観戦に向かう際に、バスの接触事故が発生してしまったことは大変残念であり、今後このようなことがないように努めていく必要があります。

さらに、今月の15日には、第15回ほこたハーフマラソン大会が実施され、2,199人の参加のもと、盛大に実施されました。

さて、本日の会議については、案件を2件予定しており、積極的な意見交換を行いたいと思いますので、忌憚のない意見をお願い申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○協議事項（議長：岸田市長）

「公立認定こども園の整備について」（子ども家庭課 鈴木課長）

1. 公立の教育・保育施設の現状
2. 再整備計画
 - (1) 公立認定こども園への移行について
 - (2) 公立認定こども園の設置場所について
 - (3) 今後のスケジュールについて

【主な質疑等】

【岸田市長】 この議題につきましては、昨年度よりこの会議で取り上げていましたが、今回一定の方向性が出ましたので、説明をさせていただきました。内容につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

【長洲健男委員】 先ほどの説明で聞き漏れてしまい、申し訳ありませんが、県内で認定こども園を設置していない市町村はどこになりますか。

【鈴木子ども家庭課長】 ひたちなか市、美浦村、大子町、本市となります。

【長洲健男委員】 また、民間の認定こども園の設置状況については、市町村別の設置状況はどのようになっていますか。

【鈴木子ども家庭課長】 民間の認定こども園については、先ほどの4市町村を除く市町村で設置されています。

【石崎教育長】 先ほどの説明の中で、認定こども園の設置に伴い、職員の効率化が図られる

ことに伴う更なる弾力運用の実施が可能となる旨の説明がありましたが、例えば、1号認定児（幼稚園枠）に対する預かり保育や土曜日の預かりなど既に検討されているのでしょうか。

【金沢健康福祉部長】 今後2年間において、幼稚園教諭、保育士と協議しながら、カリキュラムをすり合わせしていきたいと考えております。その中で、1号認定の預かり保育等も検討していきたいと考えております。

【石崎教育長】 そういうことであれば、認定こども園を創設することで、統合するメリットをより活かすために、今後検討していく必要がありますね。

【山口正雄委員】 公立認定こども園の整備について、令和4年度の開園というのは決定事項なのですか。

【岸田市長】 その方向で進めていこうと考えています。

【鈴木子ども家庭課長】 11月の庁議において、整備方針について庁議決定しているところです。

【山口正雄委員】 分かりました。5ページの子ども・子育て支援に関する量の見込みと確保方策の表において、令和4年度から1・2歳児で25名の増員、3～5歳児で20名の増員を図るとしていますが、この要因はどのようなことになりますか。

【野原子ども家庭課子育て支援係長】 表の見方についてであります。左側は現状のままの推計となっており、右側については確保方策をとった場合の推計となります。令和4年度から人員が増加しているのは、認定こども園における枠の拡大と職員の効率化における弾力運用を実施というのが主な要因であります。なお、これらの対応を進めることにより、保留児童の解消を図りたいと考えております。

【山口正雄委員】 つまり、保留児童を解消するように計算して進めるということですね。

【野原子ども家庭課子育て支援係長】 はい。ただし、民間保育所に配慮しつつ、公立の定員は調整するという考えです。

【長洲健男委員】 旧鉾田小学校のデメリットとして、敷地の約半分が借地であるとのことでありますが、今後この借地を取得するような検討はされているのですか。

【岸田市長】 3ページの図で言いますと、園庭から体育館のライン、ちょうど整備予定地の中央部分が借地となっています。これにつきましては、所有者と交渉したところ、道路であれば売却することも可能であるが、それ以外の場合の売却は難しいとのことでありました。それならば、お互いの土地利用を考慮し、交換はいかがでしょうかという話はしているところです。参考までにありま

すが、一部借地である第二保育所では年間借地料を約 380 万円支出しており、これが将来的には無くなる予定です。なお、旧鉾田小学校の借地では年間約 120 万円を支出していますが、そのうち固定資産税分が約〇〇万円（非公表）となっています。

【山口和子委員】職員の効率化に伴う弾力運用の実施とありますが、それぞれの年齢別における保育士 1 人が担当できる幼児数について教えてください。

【鈴木子ども家庭課長】保育所においては、1 人の保育士が見られる幼児数は、0 歳児で 3 人、1・2 歳児で 6 人、3 歳児で 20 人、4・5 歳児で 30 人となっております。

【山口和子委員】認定こども園の開園にあたり、第一保育所若しくは第二保育所は当面残るということですが、開園時に保育士の確保はできるのでしょうか。

【野原子ども家庭課子育て支援係長】公立認定こども園の開園時には、第一保育所（若しくは第二保育所）＋鉾田幼稚園と第二保育所（若しくは第一保育所）の公立 2 園体制となります。よって、職員数（保育士・幼稚園教諭）は変わりません。幼稚園と併せることにより、職員 1 人あたりが園児を効率的にみることができることにより多くの園児を受け入れられるということです。

【村田和寿委員】今回の認定こども園の 130 人という規模は、昨年度視察した東海村のとうかい村松宿こども園の規模と比較するとどうですか。

【鈴木子ども家庭課長】とうかい村松宿こども園の園児数が 124 人ですので、園児数としてはほぼ同規模です。なお、とうかい村松宿こども園が敷地面積約 8,993 m²、延床面積が約 1,994 m²であり、一方本市で計画しているのは、敷地面積は約 7,000 m²、延床面積は東海村をやや下回る規模で予定しています。

【村田和寿委員】資料の 4 ページの保育施設利用率の推移の見込みの根拠及び認定こども園の入所の条件等があれば説明をお願いします。

【野原子ども家庭課子育て支援係長】利用率の推計については、過去 5 年の実績をもとに推計しています。なお、資料には掲載しておりませんが、令和 7 年、8 年あたりからは横ばいとなる見込みです。

【村田和寿委員】その傾向は他市町村でも同様ですか。

【野原子ども家庭課子育て支援係長】同様の傾向であります。なお、ここ 5 年で利用率は上昇傾向にあります。

【鈴木子ども家庭課長】利用条件については、0 歳から 2 歳児については、保育の必要性の認定が必要となります。3 歳から 5 歳については、保育の必要性の認定が必要な子どもも、それ以外の子どももいずれも利用可能となります。

【山口正雄委員】現在、第一保育所、第二保育所、鉾田幼稚園の送迎はどのようになっていますか。

【鈴木子ども家庭課長】第一、第二保育所は保護者の送迎で、鉾田幼稚園は園バス及び保護者の送迎となっています。

【山口正雄委員】そのような状況を考えますと、旧鉾田小学校に公立認定こども園を整備した場合に、周辺の道路状況の懸念があります。歩道があるとはいえ、側溝の上であり、徒歩の方にとっては危険もあるのではないのでしょうか。以前に市の方へ要望しましたが、園児が歩くのであれば、前面の市道を一方通行にして、歩道を拡張するようにお願いしたいと思います。

【鈴木子ども家庭課長】現在、旧鉾田小学校では学童保育を実施していることであり、当然安全対策は必要であると認識しています。特に、雨の日などは特に懸念がありますので、一方通行とすることは難しいと思われますが、改善策については道路管理者と協議していききたいと思います。

【山口正雄委員】是非良い方向に持って行っていただければと思います。

【長洲健男委員】先ほどの説明で、旧鉾田小学校において学童保育を行っているとのことですが、それは今年度からになりますか。

【鈴木子ども家庭課長】今年度より旧鉾田小学校の校舎の一部を利用して学童保育を実施しています。

【村田和寿委員】鉾田地区における幼稚園、保育所（保育園）の今後の方向性については、説明をいただきましたが、旭地区、大洋地区における今後の方向性はいかがでしょうか。

【宮本教育総務課長】まず、旭地区については、公立の旭幼稚園と私立の旭保育園がありまして、旭保育園で令和3年度から認定こども園への移行を予定しています。定員については、これまでより110名の増員を予定しており、そのうち幼稚園枠である1号認定については75名とすることから、現在の旭幼稚園の園児数が45名であることを鑑みますと、旭地区の幼稚園希望者は旭保育園で対応できる可能性が高いと思われます。よって、旭幼稚園については、旭保育園の動向により今後検討していきたいと考えております。

また、大洋地区については、公立のつばさ幼稚園、私立の大洋保育園がありまして、大洋保育園についても定員の増加を検討しておりますので、つばさ幼稚園についても大洋保育園の動向により今後検討していきたいと考えております。

【石崎教育長】先ほどの宮本課長の説明のとおり、民間保育園の動向を注視しつつ、公立幼稚園については、統合等を検討していくことになると思われます。

【石崎教育長】資料においては、市内の公立幼稚園の定員が記載されていますが、現在の教職員数及び施設状況等による実質的な定員については、どのような状況でしょうか。

【宮本教育総務課長】現状を踏まえますと、実質的な定員については、鉾田幼稚園で4歳児30名、5歳児35名、鉾田北幼稚園で3歳児20名、4歳児30名、5歳児35名、旭幼稚園で4歳児30名、5歳児35名、つばさ幼稚園で4歳児30名、5歳児で35名であります。

【山口正雄委員】令和4年度から認定こども園が開園されるということですが、現在廃校となった学校の跡地利用についてはどのようになっているのでしょうか。鉾田南小学校区の7校の前を通るたびに淋しい想いです。第一保育所の跡地利用については、廃校の跡地利用と同時に進行していただきたいと思います。

【関谷総務部長】学校跡地利用については、大変遅れていたということで、現在鉾田地区の廃校となった12校の跡地利用については、素案という形でまとめたところで、これについては、地元の区長さん方に意見を聴きながら策定したもので、12月の市議会の全員協議会において示しました。今後は正式な案を庁議で決定した上で、パブリックコメントで市民の方から意見を募っていく予定です。なお、基本的な考えとしましては、公共施設の総量削減という大方針がありますので、借地は原則として返し、公共的な利用が見込まれない学校については、民間活用を図りたいとしております。詳細につきましては、1月にパブリックコメントを実施しますので、そちらで確認いただければと思います。なお、将来的に第一保育所が保育所用地でなくなった場合については、道路が狭く、公共の利用は難しいことから、例えば住宅地などの民間活用となる可能性が高いと思われます。具体的検討はしておりませんが、基本的にはこのようなかたちになると思われます。

【金沢健康福祉部長】第一保育所については、先ほど総務部長から説明があったとおりですが、令和4年度に認定こども園が開園したとしても、第一保育所、第二保育所のいずれかは存続させなければなりません。どちらを利用していくのかをまだ決定していませんので、その状況を踏まえながら検討していくことになります。

【岸田市長】本日のいただいたご意見も踏まえながら、今後整備を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【岸田市長】 それでは、次の議題に入らせていただきますが、本議題については、一部非公表のデータもあることから、設置要綱第6条に基づき、非公開といたします。

「いじめの重大事態対応等について」（教育総務課 宮本課長）

○教育委員会による調査（鉾田市いじめ問題調査委員会）

○市長部局による調査（鉾田市いじめ問題再調査委員会）

【岸田市長】 この議題につきましては、今年、県内においてもいじめ問題が発生しており、本市においても万が一、重大事態が発生した場合に迅速な対応をとるために、体制を明確化するため条例化を図ることから議題としたところであります。いじめの重大事態が発生した場合の市長部局と教育委員会との連携がスムーズにとるために意見交換をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【村田和寿委員】 いじめの重大事態対応ということですが、その前兆となると思われる、鉾田市で確認しているいじめの数とその傾向はいかがですか。

【藤沼指導課長】 平成30年度において、小中学校で〇〇件（非公表）の認知、令和元年度において〇〇件（非公表）の認知となっております。本人がいじめられたと訴えた場合は、いじめと認知されるということも認識が広まったこともあり、認知数自体は増加傾向にあります。

【村田和寿委員】 重大事態になる前に発見することが重要であると思いますので、認知件数が増加しているのは、一概に悪いとは言えないと思います。

【山口正雄委員】 今説明いただいた認知数は延べ件数ではありませんよね。

【藤沼指導課長】 人数となります。

【山口正雄委員】 ここでいう調査委員会というのは、対象は児童・生徒になりますか。

【石崎教育長】 本議題については、いじめ防止対策推進法に基づくもので、対象は児童・生徒となります。

【山口正雄委員】 条例化の予定は、いじめの対象を児童・生徒に限定したものか。

【藤沼指導課長】 さきほど教育長から説明のあったとおり、対象は児童・生徒となります。

【山口正雄委員】 重大事態において、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とありますが、これは連続ですか、通算ですか。

【宮本教育総務課長】 これは、通算となります。

- 【山口正雄委員】 いじめにより，年間 30 日を目安とし，一定期間連続して欠席しているような場合に重大事態であると認定するということですよね。
- 【藤沼指導課長】 不登校の定義が年間 30 日の欠席であるとしているため，ここでは目安として記載してありますが，その後の一定期間連続して欠席しているような場合とあるのは，深刻な状況であれば，これを待たずして対応するということです。
- 【山口和子委員】 話は逸れてしましますが，今はインターネットを通じてのいじめもあると思いますが，市や学校の対応はどのようになっていますか。
- 【藤沼指導課長】 学校としては，情報モラルの研修を小中学校で実施しています。また，保護者を対象として県からのパンフレットを配布するなどして，情報モラルの啓発，周知を行っているところです。なお，今の取り組みが十分であるとは言えませんが，各学校で工夫しながら，取り組んでいるところです。
- 【関谷総務部長】 市（市長部局）として学校に対しての取り組みは行っておりません。
- 【藤沼指導課長】 鉾田市教育委員会としては，学校へのスマホなどの持ち込みの禁止はしておりません。ただし，校長会などで確認している内容としては，原則 unnecessary なものは持ち込まないとしています。ただし，不審者などへの対応として，家庭によってはどうしても必要だという場合は，必ず学校に相談して，学校長の許可が必要となります。さらに，許可された場合でも一日中持っていて良いということではなく，例えば朝職員室で預かり，帰りに渡すという対応をとっています。
- 【長洲健男委員】 念のため確認させていただきたいのですが，いじめ問題対策連絡協議会については既に設置しているということでしょうか。
- 【宮本教育総務課長】 既に設置しています。
- 【長洲健男委員】 協議会を法定協議会として，さらに鉾田市いじめ問題調査委員会，鉾田市いじめ問題再調査委員会を設置して，3 月定例議会で条例を提案して，その後に人選ということですか。
- 【岸田市長】 そのように考えています。
- 【石崎教育長】 現在，鉾田市いじめ問題対策連絡協議会については，大洋中の校長を委員長として設置しています。なお，これはいじめの防止という観点で開催しているところであり，いじめが実際に起こってしまった場合には，鉾田市いじめ問題専門委員会を立ち上げて，教育委員会として対応するということになっています。

【山口正雄委員】 条例化をして運用するということですが、重大事態というのを認識するかということが重要だと思います。それほど重大でないと認識をしなかったために、問題が深刻化してしまったというケースもあると思います。条例化も大事ですが、その認識によって、その後の結果が変わってくると思います。その重大事態の基準などを条文に盛り込むなどして運用していただければと思います。

【関谷総務部長】 いじめ防止対策推進法の第5章で重大事態への対処の中で、第28条において、重大事態の定義が定められています。その内容としては、1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと認められるとき、2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときとしています。この内容を具体的に条例の中に盛り込むことを検討していきたいと思います。なお、いじめ問題調査委員会については、法律第28条において、学校の設置者又はその設置する学校が組織を設けとありますので、今回は教育委員会として組織を設けることを条例で明確化するもので、いじめ問題再調査委員会については、法律第30条において、市長は調査の必要があると認めたときは、付属機関を設けてとありますので、付属機関については、地方自治法の規定により条例で定める必要があるため、条例化をするものであります。さらに、連絡協議会についても、第14条で条例の定めるところによりという規定がありますので、条例化が必要となります。この3つの柱で条例を整備していくということでご理解いただきたいと思います。

【山口正雄委員】 いじめ問題調査委員会といじめ問題再調査委員会は別組織ですね。

【関谷総務部長】 別組織になります。先ほど説明させていただいたとおり、調査委員会は教育委員会で設置し、再調査委員会は市長部局で、市長が委嘱した委員で行うこととなります。再調査委員会は、調査委員会とは別のメンバーで行うこととなります。なお、この再調査は、市長の判断で行うこととなります。例えば調査委員会に不服申立があった場合や市長が自ら再調査を行うべきだとした場合に、再調査を行うこととなります。なお、その再調査の基準の定義づけについては、今後検討していきたいと考えています。

【岸田市長】 今後も市長部局と教育委員会で連携を図っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、本日の議題を終了とし、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

5 閉 会（司会：岡部総務課長）